

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

I 中国独禁法ウォッチ

～粉ミルク・再販価格拘束事件のその後と金・プラチナの小売価格のカルテル事件～

弁護士 中川 裕茂

II 中国相談室

顧問 李 加弟

III 中国法令アップデート

- 労務派遣若干規定(意見募集稿)(人力資源・社会保障部)
- 広東省労働組合経費徴収管理暫定弁法(広東省总工会、広東省地方税務局等)
- 出入国検査検疫企業信用管理弁法(国家品質監督検査検疫総局)
- 信用を喪失した被執行者の名簿情報の公表に関する若干規定(最高人民法院)
- 世界貿易組織の貿易救済紛争裁決の執行に関する暫定規則(商務部)
- 工業製品生産許可証管理条例実施弁法
(改正意見募集稿)(国家品質検査検疫総局)
- 食品生産企業安全生産監督管理規定
(意見募集稿)(国家安全生産監督管理総局)

IV 台湾法令アップデート

- 「証券取引所得税」に関する改正(所得税法第14-2条、88条、89条)
- 「台湾・ニュージーランド経済協力協議(ANZTEC)」の締結

V 中国万感

～高温休暇～

ニューヨーク州弁護士 安 然

◆上海・シンガポール・名古屋オフィス開設のお知らせ◆

この度、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、日本企業の海外での事業展開をサポートできる体制を拡充すべく、また、東海地方の依頼者の皆様のご要望にも対応すべく、本年度中に、上海、シンガポールおよび名古屋にオフィスを開設することになりましたので、お知らせします。

※詳細は[こちら](#)をご覧ください。

◆東京オフィス移転のお知らせ◆

当事務所は、業務と弁護士数の拡大に伴い東京オフィスを移転することとし、2013年7月17日(水)より下記の新オフィスでの業務を開始いたしましたのでお知らせいたします。

新住所

〒107-0051

東京都港区元赤坂一丁目2番7号

赤坂Kタワー

(電話・ファクス番号およびメールアドレスには変更ございません。)

アクセス等については[こちら](#)をご覧ください。

http://www.amt-law.com/office3_a.html

依頼者の皆様のご期待にお応えすべく、所員一同より一層努力する所存でございますので、今後とも倍旧のご厚誼、ご鞭撻をお願い申し上げます。

I 中国独禁法ウオッチ

～粉ミルク・再販価格拘束事件のその後と金・プラチナの小売価格のカルテル事件～

弁護士 中川 裕茂

2013年7月25日号のニューズレターで紹介した粉ミルクの再販価格拘束事件の処罰決定と、金・プラチナの小売価格の価格カルテル事件の処罰決定が相次いで発表された。いずれも中国独禁当局の執行例として今後の参考になるため、本稿でご紹介させて頂く。2013年1月の液晶テレビ事件(価格カルテル)、3月の白酒事件(垂直的独占合意)に加え、この2件の処罰が出たことにより、中国の独禁当局の姿勢がより明確になったといえる。

I. 粉ミルクの再販価格拘束事件

国家発展改革委員会は、2013年8月7日に粉ミルク事件の処罰を発表した。

今回の処罰の対象となったのは、合生元(Biostime)、雀巢(Nestle)、多美滋(Dumex)、美贊臣(Mead Johnson)、雅培(Abbott)等の粉ミルクメーカー系の販売会社である。

公表されている国家発展改革委員会の処罰決定からすると1、これらの企業は、川下販売会社に対して、再販価格を固定する、再販価格の最低価格を指定するなどの行為を行い、かかる制限に違反した企業に対してペナルティを課す、リベートを減額する、供給を制限・停止する等の行為を行ったという。また、国家発展改革委員会は、これらの行為は独占禁止法14条(再販価格の拘束・最低再販価格の設定禁止)に違反し、ブランド内での価格競争を制限し、ブランド間での価格競争を弱めることになると認定し、調査対応を考慮した類型毎に次の行政処罰を課した。

なお、中国独禁法においては、すでに実行されている独占的協定については①違反行為の停止命令、②違法所得の没収、③前年度の売上額の1%以上10%以下の制裁金がそれぞれ課されるとされており(同法46条)、下記の制裁金の計算方法では個別の企業の対応により制裁金の計算方法において単純に売上高の%の数値を変動させていることがわかる。

調査対応の類型	制裁金の計算方法	企業名	制裁金金額
積極的に自ら是正を行わなかった企業	前年度売上高の6%	広州市合生元生物制品有限公司(Biostime)	1.629 億元
積極的に調査に協力しなかったが積極的に是正した企業	前年度売上高の4%	美贊臣營養品(中国)有限公司(Mead Johnson)	2.0376 億元
調査に協力し是正した企業	前年度売上高の3%	多美滋嬰幼兒食品有限公司(Dumex) 雅培貿易(上海)有限公司(Abbott) 富仕蘭食品貿易(上海)有限公司 恒天然商貿(上海)有限公司	1.7199 億元 0.7734 億元 0.4827 億元 0.0447 億元
独禁当局に自主申告を行い独占合意に至った状況を報告し、重要な証拠を提出し、積極的に是正した企業	制裁金免除	惠氏營養品(中国)有限公司(Wyeth) 惠氏(上海)貿易有限公司(Wyeth) 浙江貝因美科工貿株式有限公司 明治乳業貿易(上海)有限公司	-
(制裁金合計)			6.6873 億元

1 http://www.sdpc.gov.cn/xwfb/t20130807_552991.htm (国家発展改革委員会のウェブサイト、ただし中国語)

これらのいずれの企業についても是正を行うことを独禁当局に対して承諾している。
本処罰決定の意義は次のような点にある。

- ✦ 外国企業に対する垂直的独占合意での初の摘発案件である。(2013年3月の白酒案件は、実質的に初めての垂直的独占合意での初の摘発案件であるが、対象とされた五糧液社及び茅台社は中国企業である。)
- ✦ 独占禁止法を根拠として課された制裁金の合計金額で、過去最高額の案件である。
- ✦ 独禁当局の姿勢として、調査に対する協力、重要な証拠の提出、積極的な違法行為の結果の除去と是正を処罰の有無と金額において考慮していることが確認された。
- ✦ 本件の処罰決定から、制裁金の決定方法に関して、(1) 粉ミルクの売上高以外が制裁金の基数とされるかどうか、(2) 制裁金の基数に中国外での粉ミルクの売上高が含まれるかどうかについては直ちにはわからない。例えば、Mead Johnsonの2012年の幼児用ミルクの売上高 22 億 9550 万ドルであると公表されている²。この数値からは直接に同社への今回の制裁金の数値は導き出せず(当該数値が今回の対象の粉ミルク以外にも含まれるのか、世界売上のみか中国売上のみをベースにするか参考になる記載がない)。ただ、Mead Johnson その他の会社の2012年の粉ミルクの売上額その他の事情からすると、中国国内の粉ミルクの売上が基数とされているように思われる。

II. 金・プラチナの価格カルテル事件

2013年8月12日午後、国家発展改革委員会の価格監督検査及び反独占局の局長がテレビ番組で金・プラチナの価格カルテル事件の処罰決定を公表したと報道された³。本件はその発表方法からして特異であった。

事案は以下のとおりである。

上海黄金裝飾品業協会が、2007年から2011年11月にかけてその会員企業との間で「上海黄金裝飾品業黄金、プラチナ裝飾品価格規律実施細則」を定め、黄金・プラチナ製品の小売価格の計算方式、計算方式で用いられる変数の幅等を定めた。会員企業であった、老鳳祥銀老、老庙、亜一、城隍珠宝、天宝龍鳳の五社はこれに従い金・プラチナ製品の小売価格を定めた、とのことである。

これに対して、上海市物価局は、国家発展改革委員会の指導にしたがって次のとおり処罰を行うこととなった。

処罰対象者	制裁金金額	備考
上海黄金裝飾品業協会	50 万元	独占禁止法第 16 条の事業者団体に対する規制を根拠とする。事業者団体に適用される制裁金の上限金額。
会員企業五社	合計 1009 万 3700 元	独占禁止法第 13 条(価格カルテル禁止)を根拠とする。直近年度の売上高の 1%。

ウェブサイト上の情報によれば、上記の会員企業は、調査前に自ら違法行為を停止し、調査の過程において積極的に調査し、是正を承諾したとのことであり、かかる事情が考慮されて、制裁金は下限の 1%が採用されたものと思われる。

参考条文(独占禁止法)

第 13 条

競争関係にある事業者の間で以下に掲げる独占的協定を締結することは、これを禁止する。

(一) 商品の価格を固定し又は変更すること。

² 同社の SEC への報告による(Form 10-K)。

³ <http://www.nbd.com.cn/articles/2013-08-12/765483.html> (毎経ネット。ただし中国語)

第 14 条

事業者と取引先の間で以下に掲げる独占的協定を締結することは、これを禁止する。

- (一) 商品の第三者への再販売価格を固定すること。
- (二) 商品の第三者への再販売価格について最低価格を設けること。

第 16 条

事業者団体は、当該業界の事業者が本章の禁止する独占行為をするよう組織してはならない。

II 中国相談室



顧問 李 加弟

Q: サービス貿易の送金手続について変更があったと聞きましたが、その概要を教えてください。

A: 2013年7月に、国家外貨管理局と国家税務総局は、相次いで通知・公告を発し、サービス貿易に関する外貨管理制度を変更しました。今回新しく制定された規定は次の通りで、これらはいずれも2013年9月より施行されます。

サービス貿易外貨管理ガイドライン⁴

サービス貿易外貨管理ガイドライン実施細則⁵

廃止文書目録

サービス貿易等の項目における対外支払税務登録の関連問題に関する公告⁶

中国での対外的な外貨取引は、大きく経常項目(貿易等)と資本項目(投資・融資等)に分けられ、経常項目は更に貨物貿易、サービス貿易等に分けられ、それぞれ異なった管理を受けています。今回の通知の対象となっているサービス貿易とは、国際運輸サービスの提供、対外的な労務提携、特許や技術輸出入、コンサルティングサービスの提供等を指します。

今回は、日本企業が関わることが多いと思われる中国法人から日本法人へのサービス貿易の対価の送金に着目し、その手続の相違点について簡単に紹介します。

【従前の取扱い】

✓ 送金額による審査主体の違い

サービス貿易の対価の送金は、金額を問わず、送金銀行へ契約書等を提出して審査を受ける必要があります。法令上審査対象書類が規定されていない種類のサービス貿易の対価で、送金額が10万米ドルを超える場合は、送金者(即ち中国企業)の所在地の外貨管理局において契約書等を提出し個別に審査を受ける必要がありました。

✓ 税務証明の添付

送金額が3万米ドルを超える場合には、当該送金にかかる税金が納められていることを証する「税務証明」が必要とされていました。

【新しい取扱い】

✓ 外貨管理局における個別審査の廃止

まず大きな修正点として、法令上審査書類が規定されていない場合であっても外貨管理局の個別の審査が不要とされ、送金銀行での審査のみとされた点が挙げられます。新ガイドラインでは、

⁴ 服务贸易外汇管理指引(汇发[2013]30号)

⁵ 服务贸易外汇管理指引实施细则(汇发[2013]30号)

⁶ 关于服务贸易等项目对外支付税务备案有关问题的公告(国家税务总局、国家外汇管理局公告2013年第40号)

10項目につき送金銀行が審査すべき書類を規定し、それ以外の場合は契約書又はインボイス又は関連する他の取引証憑を提出するということになりました。

✓ 送金額による審査内容の違い

そして、送金銀行での審査も、(1)5万米ドルを超える送金については契約書・インボイスとの照合による審査が必要ですが、(2)5万米ドル以下の送金については契約書等の確認は原則として不要とされました。

✓ 税務届出

また、これまで3万米ドル以上の送金に添付が必要とされていた税務証明は不要とされ、5万米ドルを超えるノウハウ・特許のライセンス等の一部のサービス貿易の対価につき、送金者の所在地の税務当局で税務届出を事前に行うこととされました。

【実務上の影響】

これまで、外貨管理局の個別の審査が必要とされていた等については、審査の遅滞によって送金の時期が遅れてしまうといった問題がありましたが、今後は送金銀行限りでの審査となるためそのような問題は解決すると思われます。そして、5万米ドル以下の送金については銀行における契約書の審査も基本的に不要とされ、より送金が容易になると思われます。

以上に加え、これまで3万米ドル以上の送金に必要とされていた税務当局における「税務証明」取得の手続が廃止され、替わって送金額5万米ドル以上の一定のサービス貿易の対価の送金の場合に限って税務届出を行うものとされたことにより、手続の軽減もなされています。

新制度の概要をまとめると次の表の通りです⁷。

送金金額	確認書類
5万米ドル超	サービス貿易の具体的な内容により、確認書類が異なりますが、基本的には契約書及びインボイスの提出で足りる場合が通常です。 例えば、日本企業が中国企業に対して技術ライセンスを行う場合のロイヤルティの送金にあたっては、ライセンス契約及びインボイス(請求書)の提出が要求されるとともに、ライセンスされた技術が技術輸出入管理条例における「制限類」に該当する場合、商務部門が発行した「技術輸出入許可証」を提出することが要求されています。 また、ロイヤルティの1回の送金額が5万米ドル以上となる場合は、送金者の所在地の税務当局において発行された「届出表」を提出する必要があります。
5万米ドル以下	送金銀行に対して銀行所定の送金申請書を提出するのみで、契約書等の書類を別に提出する必要はありません。 ただし、資金の性質が明確でないと銀行が判断した場合には、銀行によって契約書等の提出を要求される可能性があります。

以上

⁷ 国外の個人に対する送金は閾値となる金額が異なりますので(5000米ドル)ご注意ください。

Ⅲ 中国法令アップデート



弁護士 石黒 昭吉

弁護士 濱本 浩平

最新中国法令の解説

<労働>

労務派遣若干規定(意見募集稿)(人力資源・社会保障部)

[ポイント] 本規定(意見募集稿)は、「労働契約法」などに基づいて、労務派遣に対する規制を行うものである。2013年1月の「労働契約法の改正に関する決定」(2013年1月17日付けニューレターご参照)において、使用者が使用する派遣労働者の総従業員に占める割合の上限規制が行われることが予定されていた。本規定は、これを受けて、総従業員(使用者と労働契約を締結した人数と補助的職位にいる派遣労働者の合計とされ、臨時的職位及び代替的職位にある派遣労働者は除外されている。)のうち、10パーセントを超えないものとした。さらに、「補助的」、「臨時的」、「代替的」でない職位において派遣労働者を使用した場合及び上記の上限を超えて派遣労働者を使用し、労働契約法92条2項による過料の行政処罰を受けた後も1ヶ月間是正しなかったときは、派遣先企業とその派遣労働者との間で労働関係が成立したものとみなされる旨の規定も設けられ、違反の場合の制裁も明示されている。(一方、外国企業の常駐代表機構には、「補助的」、「臨時的」、「代替的」の適用や上記の上限規制の適用もないことが明示されている。)また、派遣先企業による派遣労働者の再派遣の禁止が明示されているほか、下請の形態をとりつつ、発注者がその業務の下請先の従業員の労働の過程について直接に管理を行う場合には、労務派遣に該当することを定めている。後者は、労務派遣の実態を有する請負、業務委託等にも労務派遣に関する法規制を適用する可能性を示唆した規定といえ、この規定が法制化されれば、労務派遣のみならず、業務委託や請負の実務にも影響を及ぼす可能性がある。

(意見募集期間:2013年8月7日～同年9月7日)

[原文] 劳务派遣若干规定(征求意见稿)

広東省労働組合経費徴収管理暫定弁法(広東省総工会、広東省地方税務局等)

[ポイント] 本弁法は、「労働組合法」、「労働組規約」等に基づき、広東省の企業が納付すべき労働組合費(工会費)及び労働組合設立準備費(設立後6ヶ月が経過してもなお労働組合を組織しない企業が対象)につき、地方税務局が代理徴収を行うことを定めたものである。労働組合費及び労働組合設立準備金はいずれも賃金総額の2パーセント相当額とされている。なお、その後、8月12日に広東省総工会が公布した「25名に満たない労働組合組織未設立の企業からの労働組合費の一時的不徴収に関する通知」により、25名未満の企業で労働組合を設立していない企業からは一時的に労働組合費を徴収しないこととされている。

(2013年4月11日公布、同年7月1日施行)(粵工総[2013]63号)

[原文] 广东省工会经费收缴管理暂行办法

<貿易管理>

出入国検査検疫企業信用管理弁法(国家品質監督検査検疫総局)

[ポイント] 本弁法は、輸出企業、輸入企業や代理検査申告企業などに対する監督管理について定めたものであり、現行の「出入国検査検疫企業信用管理業務規範(試行)」に替わるものである。本弁法によると、検査検疫機構は、検査検疫に関する法令の遵守状況、検査検疫の合格率などから信用リスクの大きさに応じて 5 段階(AA、A、B、C、D)評価を行い、最も成績が優秀な企業(AA)については、貨物の輸出入通関手続の優先的な処理などの優遇措置を取るなどが定められている。

(2013 年 7 月 16 日公布、2014 年 1 月 1 日施行)(国家品質監督検査検疫総局公告 2013 年第 93 号)

[原文] [出入境检验检疫企业信用管理办法](#)

<民事執行>

信用を喪失した被執行者の名簿情報の公表に関する若干規定(最高人民法院)

[ポイント] 中国においては訴訟や仲裁で勝訴してもそれを執行するのが困難であるといういわゆる執行難の問題が深刻である。本司法解釈は、この問題を解消するべく、執行を妨害する債務者に対して制裁を与える制度を制定するものである。具体的には、(1)債務の履行能力があるにも拘わらず、証拠の偽造や暴力・威嚇等の方法で執行を拒絶した人につき、(2)債務者が法人の場合は名称・法定代表者、個人の場合は氏名・性別・年齢・身分証番号、さらに債務者の執行妨害行為の状況を記載した名簿を公表するとともに、(3)当該情報を政府部門、金融機関等に通報し、その者に対して信用面での制裁を加えるという措置を取る事が定められた。債権者は、執行を拒む債務者に対してかかる規定の適用を行うよう裁判所に対して申し立てることができることされており、当該申立てを通じて間接的に債務者に対して履行を促すことが可能になる。本制度により執行難の問題が解消されるのか注目される。

(2013 年 7 月 16 日公布、同年 10 月 1 日施行)(法釈[2013]17 号)

[原文] [最高人民法院关于公布失信被执行人名单信息的若干规定](#)

<貿易>

世界貿易組織の貿易救済紛争裁決の執行に関する暫定規則(商務部)

[ポイント] 中国が実施するアンチ・ダンピング、相殺関税及びセーフガード措置について WTO の紛争解決機関が WTO の規定に合致していないと判断した場合に、商務部が当該措置の取消、修正等を勧告・決定するための規則である。本年 5 月に意見募集稿が公開されている。意見募集稿からは、アンチ・ダンピング措置等の取消しによっても既に徴収された制裁関税は還付されないことを確認する規定が削除されている。ただ、本規則の施行後直後の第 1 号案件(公告 2013 年第 51 号)においては制裁関税率が引き下げられたものの既徴収の制裁関税を還付する旨の取扱いは行われていないため、実際上の内容に大きな差はないと思われる。

(2013 年 7 月 29 日公布、施行)(商務部令 2013 年第 2 号)

[原文] [执行世界贸易组织贸易救济争端裁决暂行规则](#)

<工業製品生産許可証>

工業製品生産許可証管理條例實施弁法(改正意見募集稿)(国家品質検査検疫総局)

[ポイント] 本弁法(意見募集稿)は、「工業製品生産許可証管理條例」等に基づき、工業製品生産許可証(乳製品、肉製品等の加工食品や、電気毛布、圧力鍋など人の身体や財産の安全を脅かす危険性のあるものが対象となる。)の発行手続などを定めたものであり、現行の弁法の改正法である。本弁法では、委託加工方式で対象となる製品の製造を行う場合には、受託企業が委託加工製品に関する生産許可を取得すべきことなどが定められている。

(意見募集期間:2013 年 8 月 5 日~同月 31 日)

[原文] [中华人民共和国工业产品生产许可证管理条例实施办法\(公开征求意见稿\)](#)

<安全生産>

食品生産企業安全生産監督管理規定(意見募集稿)(国家安全生产监督管理局)

[ポイント] 食品の安全な生産を確保する見地から新たに定められる規定であり、従業員数が300名を超える食品生産企業に安全生産管理機関の設置と専属の安全生産管理人員の配置を義務づける規定、300名以下の企業については専属又は兼任で安全生産管理人員を配置する等の措置を取ることを義務づける規定を含んでいる。

(意見募集期間:2013年7月29日～同年9月1日)

[原文] 食品生产企业安全生产监督管理规定(征求意见稿)

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

IV 台湾法令アップデート

台湾弁護士 吳 曉青

〈租税〉

「証券取引所得税」に関する改正(所得税法第 14-2 条、88 条、89 条)

[ポイント]2013 年度から徴収が開始された証券取引所得税に関する初めての改正であり、2013 年 1 月 1 日に遡って適用される。今回の改正のポイントは、①2013 年度及び 2014 年度の徴収について、株価指数の終値が 8,500 に達した時点より証券取引所得税を徴収するという旧法の規定を削除したこと(実質的不徴収)、②少額投資家である個人からは原則として証券取引所得税を徴収しないこと、③2015 年度から、株式売買代金がニュー台湾ドル 10 億元以上である売主に対して、10 億元を超える金額について、0.1%の証券取引所得税を徴収することにある。

(2013 年 7 月 10 日公布・施行)

[原文][所得税法](#)

〈自由貿易協定〉

「台湾・ニュージーランド経済協力協議(ANZTEC)」の締結

[ポイント]2013 年 7 月 10 日に、台湾とニュージーランドは自由貿易協定を締結した。同協定には、商品貿易、原産地規制、税関手続、海外サービス貿易、投資、政府調達、紛争解決、貿易障害の排除、衛生検査と動植物の検疫、電子商取引、競争政策、知的財産権、体制の整備、労働関係、環境、原住民族などに係る貿易協議が含まれている。ANZTEC の締結により、台湾側は米以外の商品すべて(比率 99.88%)が関税撤廃の対象となり、ニュージーランド側は商品全品目(比率 100%)が関税撤廃の対象となる。商品貿易自由化の最終目標は、12 年後にゼロ関税を達成することにある。また、サービス業と海外投資の分野では、WTO 基準より高い水準の自由化が実現される。

(2013 年 7 月 10 日締結、それぞれ内部承認を経て相互通知により発効)

[原文][臺灣、澎湖、金門、馬祖個別關稅領域與紐西蘭經濟合作協定](#)

(Agreement between New Zealand and the Separate Customs Territory of Taiwan, Penghu, Kinmen, and Matsu on Economic Cooperation)



中国万感



【高温休暇】

ニューヨーク州弁護士 安 然

日本と同じく、今年の 7 月に入ってから、中国の多くの地方は異常な猛暑に見舞われている。特に上海市、浙江省、江蘇省、安徽省、湖北省、湖南省及び江西省の多くでは、最高気温が 40 度以上となる日が続いている。8 月 11 日に浙江省の新昌という地方では 44.1 度の高温が記録され、同省の 1951 年以來の最高気温記録を更新した。通常の年でも 40 度を超える日はあるものの、特に今年の夏は猛暑が続いており、異常さを感じさせる。暑さによる被害も各地で発生しており、浙江省では、6 月 1 日から 8 月 7 日までの間に熱中症で病院に運ばれた人数が前年同期と比べて 64.45% 増加し、そのうち、重症（熱射病、熱痙攣、熱疲労など）の患者は 246.99% 増の 288 人、死者は 275% 増の 15 人という報道がなされている。

このような猛暑の際には、必ず「高温休暇」の話を耳にする。私が生活している北京は相対的に暑くないかもしれないが、最高気温が 30 数度になれば休めるのではないかという半ば期待の声が街のあちこちで聞かれる。これは、中国の法令上は、最高気温が 35 度以上の日の室外での作業や、33 度以上の日の室内での作業を減少又は中止しなければならないという定めがあるからであるが、残念ながら出勤自体を不要とする「高温休暇」の規定は存在しない。

ただ、猛暑が続いている東南部（浙江省、江蘇省等）では、法令上の義務がないにもかかわらず企業が自主的に「高温休暇」に従業員に与えているという報道もある。また、営業時間の調整や自宅勤務など、柔軟な猛暑対策を採っている企業もいるようである。

地球温暖化が更に進めば、いつか法定の「高温休暇」が出現することであろう。ただ、休暇が増えるのはうれしいが、猛暑がこれ以上続かない方がもっとうれしい。



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、china-newsletter@amt-law2.comまでご連絡下さいますようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)
森脇 章	中川 裕茂
中川 裕茂	濱本 浩平
若林 耕	李 加弟
石黒 昭吉	李 彬
屠 錦寧	杜 雲華
胡 絢静	安 然
許 明義	
呉 暁青	

CONTACT INFORMATION



アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー
Tel: 03-6888-1000 (代表)
Email: inquiry@amt-law.com
URL: <http://www.amt-law.com/>



安德森・毛利・友常律師事務所北京代表處

中華人民共和國北京市朝陽區東三環北路5号
北京發展大廈809室
郵編 100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law2.com
URL: <http://www.amt-law.cn>